

第10回検討会への提出意見

2012.6.19

阿南 久

突然で誠に申し訳ありませんが、検討会に出席できなくなりましたので、書面で意見を提出いたします。

1. **〈資料2〉**論点整理の3ページ、Ⅲ. 国民生活センターの機能を担う～の1. 各機能についての項に、「相談員資格の付与」と「相談員等の研修」を位置づけてください。前回は発言しましたが、反映されていません。

研修については、相模原の施設利用を再度復活させ、相談員や自治体職員、消費者庁職員、他省庁の職員、さらに消費者団体の研修などにも活用すべきだと思います。

2. **〈資料2〉**4ページ、2. 国民生活センターの国における組織形態について、現段階では、一体性、独立性維持の観点から「特別の機関」とすることが有効であると考えます。

ただし、国会審議の状況によっては「独法」のままということもあり得るということを検討する必要があります。また「政府から独立した法人」の趣旨の活かされ方については、具体的に「法テラス」など考えられる形態についてシミュレーションしてみることも必要ではないでしょうか。

3. **〈資料4-1・4-2〉**消費者庁と消費者委員会の関係については、消費者委員会の事務局と、消費者庁の事務局の連携いかんによって左右されるのではないかと思います。

消費者委員会の事務局は人数が少なく、また経験も浅いことから、消費者委員会の機能のそれぞれについて消費者視点で戦略的に組み立てていく余裕がないと見受けられます。

また、消費者庁と同じ課題を、何の連携もなくそれぞれで勝手にやっていて、反目し合っているように感じられることもありました。

現実的には、消費者委員会の事務局の人数増は望みが薄いと思いますので、少ない中でもそれぞれの分担を明確にするとともに、そこと消費者庁の各セクションがもっと緊密に連携をとって、消費者委員会の強化を図っていく必要があると思います。

4. **〈資料4-1〉**4ページ、消費者政策会議については「主な意見」及び「対応策の例」に賛成します。

5. **〈資料4-1〉**5ページ、内閣府特命担当大臣の総合調整権限の活用については、「消費者基本政策室」をもっと機能させることが重要です。

また、食品安全委員会の事務局も位置づけ、食品安全基本法所管の意義を明確化すべきです。そうすることによって、食品安全委員会のリスク評価やリスクコミュニケーションといった重要機能にもっと消費者視点を持たせることができると思います。

以上